**感染症マニュアル**

**感染症マニュアル**

○○ヘルパーステーションの感染症予防手順を定める。

**職員として心得ることは・・・**

・ 高齢者の特性、感染症の特徴の理解

・ 感染に対する意識(予防、発生時の対応)の習得と日常業務における実践

・ 自身の健康管理(感染源、媒介者にならないことなど)

※ 体調不良の自覚症状がある場合は、上司にすみやかに報告行う。

また、その際に訪問予定がある場合には交替の訪問介護員に連絡事項を申し送り行う。

ただしやむを得ない事情又は、緊急性が高い特段の事情がある場合は必ずマスクを着用し、 行うものとする。

**感染対策の基礎知識**

1. 感染源の排除
2. 感染経路の遮断
3. 宿主(人間)の抵抗力の向上

(1)感染源(細菌、ウィルスなどを含んでいるもの)

①排泄物(嘔吐物、便、尿など)

②血液、体液、分泌物

③使用した器具、器材(刺入、挿入したもの)

④上記に触れた手指で取り扱った食品など

※ ①②③は素手で触らず必ず手袋を着用する、手袋を脱いだ後は手洗い、手指消毒

1. 感染経路の遮断

①感染源を持ち込まない

②感染源を拡げない

③感染源を持ち込まない

※そのためには手洗いの施行、うがいの施行。

(3)利用者の健康管理

①利用時点での健康状態を確認する。(感染症に関する既往歴なども確認)

②健康状態の把握をするための観察と情報収集 (栄養状態、食事摂取状況の把

　握、本人、家族からの聞き取り、各サービス事業所からの情報提供等)

③感染症予防の指導、助言(うがい、手洗い、病状の特徴等)

1. **介護と感染対策**
2. 標準的な予防策

感染を予防するためには「1ケア1手洗い」の徹底が必要。また、日常のケアにおいて利用者の異常を早期発見するなど、日常の介護場面での感染対策が有効です。

＊血液・体液・分泌物・排泄物などに触れるとき

→手袋を着用します。手袋を外したときには、石鹸と流水による手洗い

＊血液・体液・分泌物・排泄物に触れたとき

→手洗いをし、必ず手指消毒

＊血液・体液・分泌物・排泄物などが飛び散り目・鼻・口を汚染する恐れのあるとき

→マスク・必要に応じてフェイスマスクを着用します。(次の訪問先に菌を移動させないように)

1. 手洗い

＊手洗いはケア「前後の手洗い」が基本(手洗いの順序は別紙参照)

＊食事介助の前に必ず手洗いを行う(利用者も含む)

＊排泄介助前後に手洗いを行う。

＊タオルを一緒に使用しない

＊手洗いの後はペーパータオルで拭く

1. うがい

＊病原体の多くは口や鼻、喉の粘膜から侵入してきます。うがいをして口腔粘膜を清潔に行う。特に飛沫感染の恐れのある方を介護した後は、薬剤(うがい薬)を使ってうがいを行う。

(4)日常の観察

＊異常の兆候をできるだけ早く発見するために健康状態を注意深く観察する

①発熱②嘔吐③下痢 ④咳、咽頭痛、鼻水 ⑤発疹(皮膚の異常)等⑥報告、連絡、相談

＊一人暮らしの利用者の場合、ご家族への連絡

＊情報提供~利用者、ご家族への指導、助言(症状悪化の防止、予防、他保健医療機関の紹

＊情報の共有〜プライバシー尊重したうえで、サービス事業所及びかかりつけ医等の関係

　機関との情報を共有する。

1. **生活援助での食中毒予防のポイント**
2. 食品の購入
3. 家庭での保存
4. 下準備
5. 調理
6. 食事
7. 残った食品

**サービス実施の共通ポイント**

①訪問時、サービス終了時には必ず手洗いを行う

②排泄介助、清拭など、利用者の保菌部位や体液に触れる可能性がある場合は手袋を着用 する。手袋をはずした際にも、必ず手洗い・消毒を行う。

③サービスの際にはエプロンを着用する。

④続けて違うお宅を訪問する際は手・腕の消毒を行ってから訪問する。

⑤ヘルパーは日頃から十分な栄養を摂り、睡眠時間を確保して感染症にかかりにくい身体 作りを心がける。

※発生時の役割分担

・迅速かつ、すみやかな報告

・連絡体制で、当マニュアルに基づき、万全の対策を講じる。

・感染症の報告(利用者の発症、職員の発症問わず)をうけ、速やかに管理者に報告をする。

＊職員

・感染症と認められる利用者の確認、記録に基づき、管理者へ速やかな報告をする。

・職員自身に感染症が疑われる場合は管理者に報告し、速やかに医療機関に受診し、診察結 果を管理者に報告することとする。

附則

このマニュアルは令和〇〇年○○月○○日より施行